

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 28 号
2 0 1 4 年 1 月 6 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「社員の事情聴取」に関する申し入れ

2013年の年末手当を5%減額された組合員が申告した苦情処理会議が12月27日開催された。会社側委員の明らかにした年末手当の減額理由を組合側委員から聞いた大交両の組合員が、12月28日の始業前に大交両庁舎の喫煙ルームに居た管理者に対してその内容について尋ねたところ、午後から勤務を外され「事情聴取」されるという事態があった。

勤務時間外に管理者と個別に話した内容についてまで「事情聴取」されるのは「人事権の濫用」だと言わざるを得ない。

よって、以下のとおり申し入れるので、労使協議の場を設定すること。

記

1. 12月28日に大交両の組合員の勤務を外して「事情聴取」を行った理由を明らかにすること。

以 上